

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本大学北桜剣友会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を幹事長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は、日本大学工学部体育会剣道部の出身者を以って組織する。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と、日本大学工学部体育会剣道部を支援する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦

1. 日本大学工学部体育会剣道部への物心両面の支援

1. 日本大学工学部体育会剣道部への稽古支援

1. その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(資格)

第6条 日本大学工学部を卒業し、かつ卒業期まで、剣道部に籍を置いた者又はそれに準ずるものは本会員たる資格を有する。

(権利)

第7条 会員には、次の権利がある。

1. 本会員のすべての行事、活動に参加する権利

1. 会議に出席し、発言する権利

1. 正当手続きを経て、会計の閲覧及び監査を求める権利

(義務)

第8条 会員には、次の義務がある。

1. 第5条実現の義務

1. 本会規約に基づく

1. 会員および規約に定められた費用を納入する義務